

電気需給契約に関する重要事項説明書（特別高圧・高圧 2025 年度）

お客さまが、株式会社C D Eナジードレクト（以下「当社」といいます。）に電気使用の申し込みをしていただくにあたり、当社が電気事業法に基づき説明し、お客さまにご確認いただきたい主要な供給条件は以下のとおりです。なお、電気の供給及び使用に関する契約（以下「電気需給契約」といいます。）の詳細は、電気基本契約要綱及び電気個別要綱（以下「要綱等」といいます。）に定めています。当社は、電気事業法第2条の13第2項に基づく書面の交付（契約締結前書面）及び同法第2条の14第1項に基づく書面の交付（契約締結後書面）について、書面でお知らせする事項を除いては、書面交付に代えて、要綱等のPDFファイルを当社のホームページに掲載する方法によりこれを提供いたします（閲覧には最新型のPDFファイル閲覧用ソフトをご利用ください。）。

1. 電気使用の申し込み、電気需給契約の成立及び契約期間

- (1) お客さまが新たに電気需給契約を希望される場合は、あらかじめ要綱等を承諾のうえ、当社が必要とする事項を明らかにし、所定の様式により申し込みをしていただきます。
- (2) 申し込みは、当社所定の場所で受け付けます。なお、当社が適当と判断した場合は、口頭、電話、インターネット等による申し込みを受け付けることがあります。
- (3) 電気需給契約の申し込みをされる場合は、お客さまは、あらかじめ、次の事項を承諾するものといたします。
 - ア 要綱等によって支払いを要することとなった料金その他の債務について、当社の定める期日を経過してなおお支払されない場合等には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報（お客さまを識別できる情報をいいます）を他の小売電気事業者等へ当社が通知すること。
 - イ 東京電力パワーグリッド株式会社（以下「接続供給会社」といいます。）が託送供給等約款及びその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）において定める需要家等に関する事項を遵守すること。
 - ウ 電気需給契約に基づきお客さまから申し出ていただいた事項のうち、託送約款等に基づく接続供給のために接続供給会社が必要とする事項について、接続供給会社に当社が情報を提供すること。
- (4) 電気需給契約は、お客さまからの申し込みに対して、当社が承諾したときに成立いたします。
- (5) 契約期間は、電気需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度（4月1日から翌年3月31日までの期間をいいます）の末日までといたします。
- (6) 契約期間満了に先立って、原則として、契約期間満了日の3ヶ月前までにお客さまと当社の双方が、電気需給契約の廃止又は変更について書面等による申し入れを行わない場合は、電気需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。なお、この場合、電気事業法第2条の13第2項に基づく書面の交付は行わないことといたします。また、同法第2条の14第1項に基づく書面の交付については、当社の名称及び住所、契約年月日、更新後の新たな契約期間及び供給地点特定番号のみを記載するものといたします。
- (7) 当社は、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の契約の料金支払状況を含みます。）その他によって、申し込みの全部または一部をお断りすることがあります。

2. 使用開始予定日

- (1) 当社へスイッチングされる場合の供給開始予定日は、原則として、従前の小売電気事業者（旧小売電気事業者）との解約や接続供給会社との託送供給契約成立等の手続きが完了した後の、接続供給会社の託送約款等に定める計量日（次回計量日又は次々回計量日）といたします。
- (2) 新たに電気の使用を開始される場合の供給開始予定日は、お客さまが希望される日を基準として、協議することといたします。
- (3) 高圧で電気の供給を受け契約電力が500kW未満の場合の旧小売電気事業者への解約連絡は当社がお客さまに代わり行いますので、当社の供給開始とともに旧小売電気事業者との契約は解約されます。

3. 契約電力

- (1) 高圧で電気の供給を受け契約電力が500キロワット未満の場合、各月の契約電力は、その1月の最大需要電力等と前11月の最大需要電力等のうち、いずれか大きい値といたします。契約電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、算定された値が0.5キロワット未満となる場合は、契約電力を1キロワットといたします。
- (2) 高圧で電気の供給を受け契約電力が500キロワット以上の場合又は特別高圧で電気の供給を受ける場合、契約電力は、需要場所における負荷設備および受電設備の内容、1年間を通じての最大の負荷、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

電気需給契約に関する重要事項説明書（特別高圧・高圧 2025 年度）

4. 供給電圧及び周波数

当社が供給する電気の供給電圧及び周波数は次の通りです。

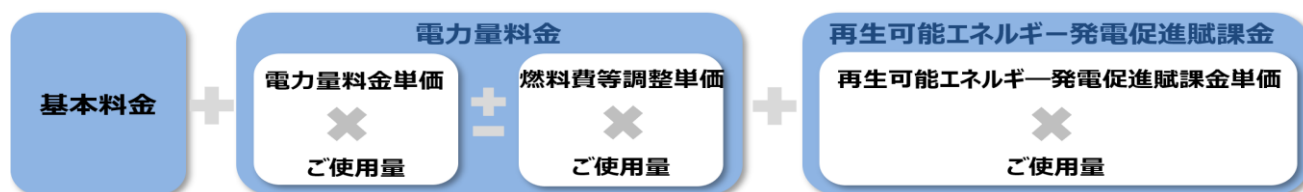
[供給電圧] 高圧（標準電圧 6,000 ボルト）又は特別高圧（標準電圧 20,000 ボルト以上）

[周波数] 標準周波数 50 ヘルツ（一部地域は 60 ヘルツ）

5. 電気ご使用量の計量や電気料金の算定方法等

- (1) 接続供給会社が託送約款等に基づき計量した値を用いて、その料金算定期間の使用量を算定いたします。計量器は、託送約款等に基づき接続供給会社が設置いたします。料金の算定期間における使用量は、30 分ごとの使用量の合計として算定いたします。
- (2) 最大需要電力は、30 分最大需要電力計の計量値にもとづき、託送約款における最大需要電力に準じて定めます。
- (3) 計量器の故障や特別の事情等があり、使用量の算定に計量値等を用いることが適当でないときには、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって使用量を定めます。
- (4) 当社は、その使用量を WEB 会員サービス「カテエネ」・「ビジエネ」によりお客さまへお知らせいたします。
- (5) 当社は、電気個別要綱の料金表を適用して、その使用量に基づき電気料金を算定いたします。
- (6) 料金算定期間は、計量日（電力量又は最大需要電力等が記録型計量器に記録される日をいいます。）から次の計量日の前日までの期間とします。また、お引越し等により、ご使用期間が 1 ヶ月に満たない場合、要綱等に定める算定式に基づき日割り計算を行います。
- (7) 電気料金は、契約電力によって決まる「基本料金」と、電気ご使用量に応じて決まる「電力量料金（燃料費等調整額を含む）」の合計に、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものといたします。
※再生可能エネルギー発電促進賦課金の詳細及び適用単価は、当社ホームページ等をご確認ください。

<計算方法>



※全く電気をお使いにならない場合（当月の電気ご使用量が 0kWh の場合）の基本料金は、半額となります。

※燃料価格調整項と市場価格調整項を合わせたものを燃料費等調整単価といたします。

燃料費等調整	あり
燃料費等調整の上限	なし

6. 電気料金等のお支払い

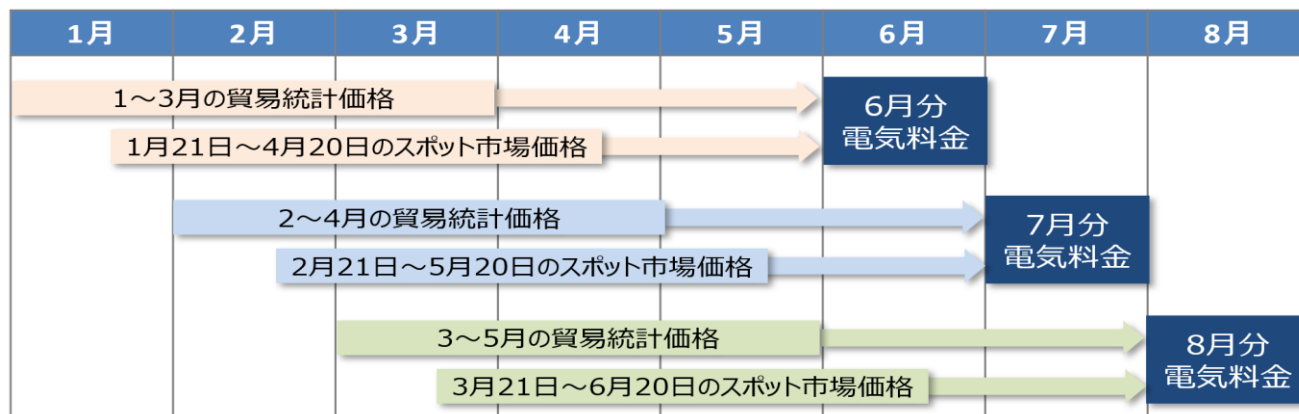
- (1) 電気料金又は延滞利息については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じてお支払いいただきます。なお、電気料金又は延滞利息は原則として、口座振替によりお支払いいただきます。ただし、供給開始後、お支払方法の手続きが完了するまでに電気料金又は延滞利息をお支払いいただく場合等には、振込用紙によりお支払いいただきます。
- (2) お客さまが、電気需給契約と同一の需要場所において当社とガス需給契約を締結されている場合の電気料金は、原則として、そのガス需給契約におけるガス料金の支払いと同一の方法により、ガス料金とあわせてお支払いいただきます。
- (3) 電気料金の支払義務は、要綱等の定めに基づき、原則として、検針日の属する月の翌月第 3 営業日に発生し、支払期限日は、支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目といたします。
- (4) 支払期限日を経過してもなお電気料金のお支払いがない場合は、要綱等の定めに基づき延滞利息を申し受けます。ただし、口座振替により支払われる場合で、当社の都合により料金を支払期日の翌日以降にお客さまの口座から引き落とししたときは、この限りではありません。

電気需給契約に関する重要事項説明書（特別高圧・高圧 2025 年度）

7. 燃料費等調整について

- (1) **原油や LNG、石炭価格の燃料価格や為替レートの変動と卸電力取引所におけるスポット市場価格の変動を毎月の電気料金に反映します。**
- (2) 各月の燃料費等調整単価は、3ヶ月間の財務省貿易統計価格およびスポット市場価格に基づき算定し、燃料価格は2ヶ月後、スポット市場価格は約1ヶ月半後の電気料金に反映いたします。

【料金への反映タイミングについて（例）】



- (3) **燃料費等調整額に用いる燃料費等調整単価は、基準燃料価格（49,800 円/kl）と平均燃料価格の差および基準市場価格（12 円 64 銭/kWh）と平均市場価格の差が生じた場合、その差額に基づき、次のとおり算定いたします。**

※燃料費等調整単価の単位は1 銭とし、その端数は小数点以下第1 位で四捨五入いたします。**なお、当社の燃料費等調整単価には、上限設定がありません。**

$$\begin{aligned}
 \text{燃料費等調整単価} &= \left[\text{平均燃料価格} - 49,800\text{円} \right] \times \frac{\text{基準燃料単価}}{1,000} \\
 &+ \left[\text{平均市場価格} - 12\text{円}64\text{銭} \right] \times \text{基準市場単価}
 \end{aligned}$$

【平均燃料価格】

平均燃料価格(原油換算 1kl あたり) = A×0.0030 + B×0.3489 + C×0.7318

※100 円単位とし、100 円未満の端数は10 円の位で四捨五入

A：各平均燃料価格算定期間における1kl あたりの平均原油価格

B：各平均燃料価格算定期間における1t あたりの平均 LNG 価格

C：各平均燃料価格算定期間における1t あたりの平均石炭価格

※単位は1 円とし、その端数は、小数点以下第1 位で四捨五入

【基準燃料単価】

平均燃料価格が1,000 円/kl 変動した場合に発生する1kWh あたりの変動額のことをいいます。

特別高圧で供給を受ける場合	18 銭 5 厘/kWh
高圧で供給を受ける場合	19 銭 0 厘/kWh

【平均市場価格】

平均市場価格（1 kWh あたり） = D×δ1 + E×δ2

※単位は1 銭とし、小数点以下第1 位で四捨五入

D：各平均市場価格算定期間における1kWh 当たりの単純平均スポット市場価格

E：各平均市場価格算定期間における毎日午前8 時から午後4 時までの1 kWh あたりの単純平均スポット市場価格

電気需給契約に関する重要事項説明書（特別高圧・高圧 2025 年度）

$\delta 1$: 0.5425

$\delta 2$: 0.4575

※各平均市場価格算定期間における 1 kWh あたりの単純平均スポット価格および毎日午前 8 時から午後 4 時までの 1 kWh あたりの単純平均スポット価格の単位は 1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入

【基準市場単価】

平均市場価格が 1 円/kWh 変動した場合に発生する 1kWh あたりの変動額のことをいいます。

特別高圧で供給を受ける場合

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
29 銭 6 厘	28 銭 3 厘	24 銭 3 厘	20 銭 5 厘	19 銭 6 厘	23 銭 4 厘
10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
27 銭 6 厘	31 銭 8 厘	28 銭 9 厘	25 銭 4 厘	24 銭 1 厘	25 銭 6 厘

高圧で供給を受ける場合

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
30 銭 4 厘	29 銭 0 厘	24 銭 9 厘	21 銭 0 厘	20 銭 1 厘	24 銭 0 厘
10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
28 銭 4 厘	32 銭 6 厘	29 銭 7 厘	26 銭 1 厘	24 銭 6 厘	26 銭 3 厘

- (4) 適用する燃料費等調整単価は、適用 2ヶ月前の月末に当社ホームページにてお知らせします。最新の燃料費等調整単価や平均燃料価格の推移については、当社ホームページをご確認ください。

8. お客さまの申し出による電気需給契約の変更又は解約

- (1) お客さまが契約の変更を希望される場合は、1.に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものいたします。
- (2) お客さまの希望により 電気需給契約の内容を変更する場合は、電気事業法第 2 条の 13 第 1 項及び第 2 項に基づく供給条件の説明及び書面の交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し記載するものいたします。また、同法第 2 条の 14 第 1 項に基づく書面の交付については、当社の名称及び住所、契約年月日、当該変更をした事項並びに供給地点特定番号のみを記載するものいたします。
- (3) お客さまが契約期間満了前に電気の使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。
- (4) お客さまが契約電力を新たに設定し、又は増加された日以降 1 年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、又は契約電力を減少しようとする場合は、当社は電気需給契約の消滅又は変更の日に、電気料金及び工事費をお客さまに精算していただきます。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。

9. 当社からの申し出による電気需給契約の変更又は解約

- (1) 当社は、要綱等を変更することがあります。この場合には、原則として、料金にかかわる供給条件は変更の直後の計量日から、その他の供給条件は変更を行った日から、変更後の要綱等によります。その場合には、変更後の要綱等を当社のホームページに掲示する方法又はその他当社が適当と判断した方法により公表いたします。なお、お客さまは、変更を承諾いただけない場合は契約を解約することができます。
- (2) 要綱等又は電気需給契約の内容を変更する場合は、次項に定める場合を除き、電気事業法第 2 条の 13 第 1 項及び第 2 項に基づく供給条件の説明及び書面の交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し記載するものいたします。また、同法第 2 条の 14 第 1 項に基づく書面の交付については、当社の名称及び住所、契約年月日、当該変更をした事項並びに供給地点特定番号のみを記載するものいたします。
- (3) 要綱等又は電気需給契約の内容について、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の電気需給契約の実質的な変更を伴わない変更をしようとする場合、電気事業法第 2 条の 13 第 1

電気需給契約に関する重要事項説明書（特別高圧・高圧 2025 年度）

項及び第 2 項に基づく供給条件の説明及び書面の交付については、説明を要する事項のうち当該変更しようとする事項の概要のみを書面交付することなく説明するものいたします。また同法第 2 条の 14 第 1 項に基づく書面の交付については、これを行わないものいたします。

- (4) お客さまが支払期限日をさらに 20 日経過しても電気料金のお支払いがない場合、当社と他の契約（すでに消滅しているものを含みます。）の電気料金についてお支払いがない場合、又は要綱等によって支払いを要することとなった電気料金以外の債務のお支払いがない場合には、当社は電気需給契約を解約することがあります。また、電気を不正に使用した等、当社が要綱等に定める一定の事由に該当するときは、電気の供給を停止又は解約することがあります。

10. 工事費等の負担

当社が、接続供給会社からお客さまの需要場所に対応する供給地点に係る工事費等の負担を求められた場合には、当社は、その金額をお客さまから、原則として、当社又は接続供給会社の工事着手前に申し受けます。また、当社は、接続供給会社の設計変更、材料単価の変動その他特別の事情によって工事費等に著しい差異が生じた場合等において、接続供給会社との間で工事完成後に工事費等の精算を行う場合は、お客さまとの間で工事費等を精算するものいたします。

11. 需要場所への立ち入りによる業務の実施

当社又は接続供給会社は、供給設備又は計量器等の設計、施工、改修又は検査や、計量器の検針又は計量値の確認等を実施するため、お客さまの承諾を得てお客さまの土地若しくは建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ること及び業務を実施することを承諾していただきます。

12. 契約超過金、違約金及び設備賠償金

- (1) お客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には、契約超過電力に基本料金率を乗じてえた金額をその 1 月の力率により割引または割増したものの 1.5 倍に相当する金額を、契約超過金として申し受けます。この場合において、契約超過電力とは、その 1 月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします。
- (2) 契約超過金は、契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期限日までに支払っていただきます。
- (3) お客さまが、電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合等で、そのために電気料金の全部又は一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。免れた金額は、適正な供給条件に基づいて算定された金額と、不正な使用方法に基づいて算定された金額との差額といたします。
- (4) 不正に使用した期間が確認できないときは、6 ヶ月以内で当社が決定した期間といたします。
- (5) お客さまが故意又は過失によって、その需要場所内の当社又は接続供給会社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、又は亡失した場合は、その設備について、当社設備の場合かつ修理可能であるときは修理費、当社設備の場合かつ亡失又は修理不可能であるときは、帳簿価額と取替工費との合計額を賠償していただきます。また、接続供給会社の設備の場合は、接続供給会社に生じた損害の賠償に要する金額を賠償していただきます。

13. 保安に対するお客さまの協力

- (1) お客さまが、次のいずれかについてお気づきの場合には、すみやかに当社及び接続供給会社にご連絡いただくようご協力ください。この場合には、接続供給会社は、ただちに適当な処置をいたします。
- ア 電気の供給に必要な電気工作物に異状、若しくは故障があり、又は異状若しくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
- イ お客さまの電気工作物に異状若しくは故障があり、又は異状若しくは故障が生ずるおそれがあり、それが接続供給会社の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- (2) お客さまが、接続供給会社の供給設備を使用しないことが明らかな場合で、接続供給会社が保安上必要と

電気需給契約に関する重要事項説明書（特別高圧・高圧 2025 年度）

- 認めるときは、その期間について、接続供給会社は(1)に準じて、適当な処置をいたします。
- (3) その他、接続供給会社の託送約款等に定める事項を遵守していただきます。

14. その他

- (1) お客様が当社にスイッチングされると、旧小売電気事業者との契約は解約となりますので、その契約内容によっては旧小売電気事業者に対する解約金が発生する場合があります。また、旧小売電気事業者で利用されているポイント等のサービスが失効・停止する場合等、お客様の不利益になる事項が発生する場合があります。
- (2) 当社から契約を解約した場合等で、お客様が無契約状態となったときには、電気の供給が停止いたしますので、契約の締結を希望される小売電気事業者へ申し込みいただく必要があります。
- (3) **当社又は接続供給会社が解約をし、又は供給若しくは使用の制限、中止若しくは停止をしたために、お客様又は第三者が損害を受けられても、当社の責めに帰すべき事由がないときは、当社は賠償の責任を負いません。**
- (4) **当社は、個人情報の一部を共同利用することがあります。共同利用における利用項目、利用者の範囲、利用目的等の詳細は当社のプライバシーポリシーをご確認ください。**

【小売電気事業者】

株式会社CDエナジーダイレクト（小売電気事業者登録番号 A0490）

〒103-0022 東京都中央区日本橋室町四丁目5番1号

お問い合わせ先 0120-811-792

受付時間 平日 9時～19時・土日、祝日、1/2、1/3 9時～17時

当社ホームページ <http://www.cdedirect.co.jp/>